

令和5年度 義務教育学校阿仁学園いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」第2条では、いじめの定義を「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。

同法の施行に伴い、義務教育学校阿仁学園では、本校全ての児童生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境や風土を学校全体でつくり上げることを目指し、家庭・地域・専門機関との連携のもと、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な措置（対処）を図るための基本方針を定めるものとする。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

① いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

- ・いじめは許されない行為であることを学校の教育活動全体を通して児童生徒に十分に理解させ、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを傍観したり放置したりしないようにする。
- ・本校の教職員、児童生徒が、いじめは人権を侵害する不当な行為であるという認識のもと、問題に対して毅然な態度で臨み、いじめ防止等に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ。
- ・児童生徒を見守っている学校・家庭・地域が「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」という共通認識のもと、「いじめは絶対に許されない、卑怯な行為である」「いじめは学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめ防止などの役割と責任を果たしていく。

② いじめ未然防止

- ・全ての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、児童生徒全員を対象とした未然防止の取組を行う必要がある。次の3点を重点内容とする。
 - 1 一人一人の児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性や人間関係形成能力を育む継続的な取組。
 - 2 家庭や地域との連携のもと、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、いじめをなくす生徒の主体的な行動を支援するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない風土を形成する取組。
 - 3 全ての児童生徒が授業場面で活躍できるように、日々の授業で基礎学力を定着させるとともに、自分との違いを排除せず他を受け入れる態度を育てるための授業づくりを目指す取組。

③いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対処の前提となるものである。教職員の連携による組織体制のもと、児童生徒の小さな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することを基本とする。次の3点を重要内容にする。

- 1 定期的なアンケート調査（市教委）や困りごとアンケート、アセスメントによる早期発見と的確な実態把握の取組。
- 2 個別の問題に対するＳＣへのつなぎや電話相談窓口の利用について、全ての児童生徒・保護者への周知をするなど、児童生徒がいじめを訴え、通報しやすい体制を整える取組。
- 3 タイムくんなどの日常的教育活動を通して、児童生徒を観察する意識的な取組。

④いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童生徒や通報した児童生徒の安全を確保することを第一優先とする。その上で、いじめを行った児童生徒に対する適切かつ毅然とした指導、保護者に対する誠実な対応を組織的に行うことを基本とする。次の4点を重点内容とする。

- 1 いじめ防止等に向けての組織的、実効的な対応を行うための校内組織を設置し、実態の的確な把握と迅速かつ適切な対応を行う。

〈学校いじめ防止委員会〉

○校長 ○副校長 ○教頭 ○教務主任 ○研究主任

○学年主任 ○養護教諭 ○生徒指導主事

〈外部人材〉

○北秋田市教育委員会 ○スクールカウンセラー等

- 2 いじめ防止等についての校内研修を通じた、いじめを把握した場合の対処のあり方について教職員の理解。
- 3 学校・地域・行政・の三者でネットワーク組織の日常的な構築。
- 4 いじめの内容が犯罪行為等の重大な事態と認められる場合には、北秋田市教育委員会に相談しながら対処を考え、必要に応じて警察書等の外部の専門機関との連携をもとにした適切な対処。

⑤家庭・地域・関係機関等との連携

児童生徒を取り巻く社会全体との連携を深め、児童生徒を見守りながら、健やかな成長を促していくことを基本とする。次の2点を重要内容とする。

- 1 ＰＴＡ組織・地域学校協働活動推進委員・学校運営会議等において、本校や地域のいじめへの対応状況について協議する機会の設定。（学校運営協議会）
- 2 地域や家庭とのつながりを重視した体験活動の充実。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 地域や家庭とのつながりから生徒が新たな発見をする体験活動の実践

- ・地域や家庭と連携したボランティア活動の実施。
- ・地域との関わり合いの中から児童生徒の心を育てることを意図した体験活動の充実。

〈活動の例〉

- ①事前の学級活動
- ②全校集会や語り合う会
- ③地区生徒会
- ④後期課程代表者からの前中期課程児童への活動の呼びかけ
- ⑤ボランティア活動
- ⑥事後の評価・振り返り

(2) 児童生徒同士の間関係力を高める指導プログラムと系統的な実践

- ・コミュニケーション能力の必要性や人と関わり合うことの大切さを気付かせ、人間関係、形成能力を育成するための、外部人材を活用した体験学習・ワークショップ等の実施。
- ・児童生徒の居場所づくりという観点から、「分かる授業」の実践を図るとともに、児童生徒のコミュニケーション能力を育む場としての視点を加えた話し合い活動の実践。
- ・道徳や特別活動の学習を事前・事後の指導に取り入れたネットいじめ等の情報モラル指導や命の教育の実践による、望ましい規範意識やコミュニケーション能力の定着。

(3) 児童生徒のサインを見逃さない「観察・情報収集・客観的理解」による早期発見の取組

- ・児童生徒が出すサインを見逃さない。常に児童生徒の活動を観察する意識。
- ・定期的な教育相談や児童生徒・保護者・教職員からの情報を積極的に収集。
- ・いじめアンケート（年3回）、困りごとアンケート（月1回）、ネット利用実態調査、アセスメント等の調査による客観的な理解によるいじめ早期発見への積極的な取組。
- ・アンケート調査と校内いじめ防止委員会との連動、いじめ問題に対する組織的取組の評価・改善。